

スーパーなごやめし定期規定

2025 年 11 月 17 日現在

1. (預入対象者)

スーパーなごやめし定期の預入対象者は、なごやめし支店に口座を保有している個人のお客さまとします。

2. (預入金額)

- ・ 1 口あたり 1 万円以上 999 万円以下（預入単位 1 円）
- ・ 預入総額に上限はございません。

3. (自動継続)

自動継続扱いのスーパーなごやめし定期は通帳記載の満期日に前回と同一期間の同一種類の定期預金に自動的に継続します。

4. (利息)

- (1) スーパーなごやめし定期の適用利率は初回満期日までとし、お預入れ時の利率を満期日まで適用します。
- (2) スーパーなごやめし定期は中間利払いを実施いたしません。
- (3) スーパーなごやめし定期は一部解約をご利用いただけません。
- (4) スーパーなごやめし定期を定期預金共通規定第 11 条第 1 項により満期日前に解約する場合および同条第 3 項または第 4 項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、なごやめし定期・大盛なごやめし定期規定第 4 条（4）に記載の期限前解約利息を適用します。

5. (本規定の適用範囲)

- (1) 本規定は、スーパーなごやめし定期をご利用の方に適用します。
- (2) この追加規定は、「定期預金共通規定」「自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）」「なごやめし定期・大盛なごやめし定期規定」の一部を構成するとともに、同規定と一体として取り扱われるものとし、この追加規定に定めがある事項はこの追加規定が適用され、この追加規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上